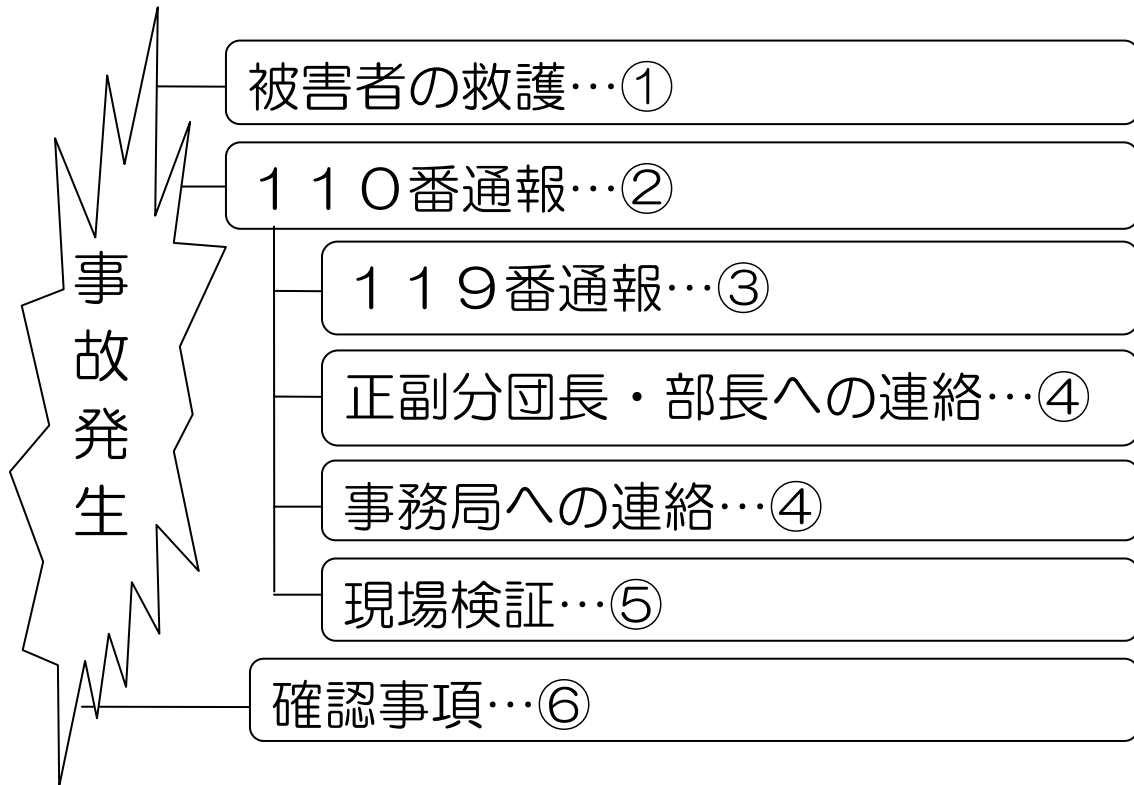


事故が発生したら… 事故現場での対応マニュアル



各項目の詳細は裏面参照

注意すること

- 現場で補償を求められても、約束は避けましょう。後日、トラブルが生じることがあります。
- 被害者に対しては、誠意のある対応を心がけましょう。道義的な責任は、解決するまで続きます。
- 事務局で損害賠償補償契約している共済会に被害者の個人情報を提供することについて、被害者の了解を得ることも必要です。

- ① 事故が発生したら、まず、過失の大小に関係なく、受傷者の有無を確認しましょう。受傷者には「大丈夫ですか」と声を掛け、警察への通報のためにも状態を確認します。
- ② 事故が発生したら、必ず、警察に連絡しましょう。これは、受傷者が存在しない場合であっても、道路交通法上の義務です。後日のトラブルの防止のためにも必要です。
- ③ 受傷者がいる場合には、警察への通報と同時に、119番への通報の必要性を確認してください。ほとんどの場合、警察で手配してくれますが、念のために確認し、警察の指示で119番へ通報し、救急車の手配を行います。
- ④ 正副分団長及び部長、事務局（電話 042-585-1100）に連絡して、市役所で対応できるようにつなぎます。
- ⑤ 警察が到着すると、その場で簡単な現場検証が行われます。ほとんどの場合、この検証により事故の事実関係が確定します。
- ⑥ 相手の氏名、住所などを免許証により確認しておきましょう。その他以下の内容を確認しておく必要もあります。
 - 自宅の電話番号、日中の連絡先（携帯電話番号）
 - 相手車両の車種・登録番号（車検証で確認）、破損状況
 - 勤務先の会社名（名刺の交換など）
 - 搬入された病院（警察又は救急隊に確認）